



## 村田 享子 参議院議員

\*\*\*マンスリーレポート 4月号\*\*\*

**JAM**

## 皆さんの手取りを増やす質問を展開 現場の声を国へ届ける！

ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。さて、3月18日に参議院予算委員会で質問に立ちました。

JAM の組合員の皆さんから頂いた「通勤手当」の問題、食事支給の非課税限度額の問題、労働組合の役割、特定最低賃金について質問をしました。「通勤手当」の問題について、同僚議員の援護もあり、前進しました。

### 通勤手当の取り扱いは結局どっち？⇒ P 2

#### ◆ 質問のポイント

- ・ 通勤手当で、税金は非課税なのに、社会保険では収入扱いされ、社会保険料が発生します。
- ・ 同じ給料の人でも通勤手当の有無で、月2万円、年間24万円も手取りが変わります。
- ・ 通勤手当の扱いが、財務省は非課税。厚生労働省は、社会保険料に入れており、不公平です。
- ・ この質問は、島津労働組合をはじめとしたJAMの皆さんから質問があり、質問し前進しました。

⇒YouTubeで、質問の動画が10万回以上再生されました！！

### 交際費の非課税限度額が上がり、食事支給が上がらないのはおかしい⇒ P 5

#### 質問のポイント

- ・ 交際費の経費が1万円まで認められているが、食事支給の非課税限度額を引き上げない理由を政府は説明しませんでした。

### 労働組合の役割を訴える⇒ P 6

#### 質問のポイント

- ・ 国会で労働組合の意義をアピールしました。
- ・ 労働組合がある職場のほうがない職場と比較しても、給料が高い実態を明らかにしました。

### 価格転嫁実現に向けて、現場の声をもとに政策提言⇒ P 7

#### 質問のポイント

- ・ 石破総理の発言をもとに、価格転嫁の促進に向けた経済産業省の具体的な対応を明らかにしました。
- ・ 労務費の価格転嫁に関する指針における様式で、受注先企業を考えた価格転嫁がされるように様式変更を提案し、赤澤賃金向上担当大臣も検討すると答弁しました。
- ・ 過去30年間の価格転嫁を進める対策を政府に求め、武藤経済産業大臣は預かりたいとの発言を引き出しました。

# M&Aにおいては、労働者の労働条件は守られるべき⇒P8

## 質問のポイント

- 国は、M&Aが中小企業の生産性向上や賃上げになると答弁したが、根拠を示せませんでした。
- M&Aを行う場合は、譲渡企業と譲渡先企業は労働条件に対して労働組合と協議すべきとの見解を改めて引き出しました。

# 特定最低賃金は引き上げられていない⇒P9

## 質問のポイント

- 特定最低賃金（業種別の最低賃金のこと）の審議を使用者側が拒否している事例を紹介しました。
- 国からは、都道府県労働局への指示を検討するとの答弁を引き出しました。

# 通勤手当の取り扱いは結局どっち？



- 春闘において、労働組合はマイカー通勤での通勤手当を上げて欲しいという要求をしているが、非課税限度額があるので、非課税限度額以上には出せないと回答が出ている。
- 非課税限度額を引き上げるべきではないか。
- そもそも、なぜ通勤手当に非課税限度額が設定されているのか。

村田享子参議院議員

- 政府としては、人事院による民間企業の通勤手当の支給実態に関する新たな調査を踏まえて、自動車通勤手当の支給限度額の引き上げがされれば、与党と連携しつつ、迅速に対応する。
- 給与所得者に支給される通勤手当は、通勤手当の実務弁償的な性格があるため、非課税限度額に設定している。



加藤勝信 財務大臣



- 社会保険料の算定の根拠となる標準報酬月額の報酬に通勤手当は含まれているのか。含まれている場合の根拠はなにか。
- 通勤手当の非課税限度額が最大15万円となっているが、通勤手当なしで基本給のみ受け取った場合の社会保険料の違いを教えて欲しい。

- 通勤手当の支給は9割の事業者が支給するが、支給しない事業所もあることから、公平性の観点から、報酬に含まれると判断している。
- 仮に、基本給が全国平均の272,200円とすると、通勤手当がない場合は、標準報酬月額が28万円。協会けんぽ保険率、厚生年金の保険率、健康保険料の労働者負担分が合わせて39,602円。
- また、仮に通勤手当全額15万円支給したとすると、4,220,200。その際の標準報酬月額は41万円となり、健康保険料及び厚生年金保険料は合わせて58,015円。両者の差額は18,395円。

鹿沼均  
政府参考人  
(厚生労働省)



- 毎月約2万円、年間約24万円も違う。やはり基本給が同じで、通勤手当の有無でこんなにも社会保険料の違いがあることは公平ではない。
- 通勤手当を報酬から除くべきではないか。
- 所得税だと実務弁償的としているので、厚生労働省もそのような扱いをできないのか。



福岡資麿 厚生労働大臣

- 通勤手当は、使用者が任意で支給をしている。
- 支給される方とされない方との被保険者の負担の公平性の観点から、社会における報酬に含まれると考えている。
- 通勤手当のみを報酬から外す、正当性がないので慎重に検討する必要がある。
- 社会保険は、税と違い反対給付がある。社会保険に反映することで、傷病手当等の給付額に反映している。



- 在宅勤務の場合はPC代や通信費は報酬に含まれないと聞いているが、在宅勤務手当は標準報酬月額の報酬に入るのか。
- 勤務地を在宅に設定しており、会社から出社した場合の通勤費の報酬に含まれるのか。
- 在宅勤務手当は、実質弁償的な報酬に含まれないので、通勤手当については実質弁償的なものであっても含まれるのは不公平ではないか。
- 在宅勤務手当も法律上支給が義務付けられているものではない。

- ほとんどすべての手当は、報酬に含まれるが、給与規定に基づかないものであれば、標準報酬月額に入らない。
- 在宅勤務中の交通費は標準報酬月額に含まれない。
- 通勤手当は法律上支給が義務付けられていない。保険は負担と給付の関係があるので、公平性の議論もある。
- 給与規定の定めにあるものが、労働の対償であると考えている。

鹿沼均  
政府参考人  
(厚生労働省)

この質問後に、同じ立憲民主党の吉川さおり参議院議員(情報労連組織内議員)が、3月28日に改めて参議院予算委員会で、財務大臣、厚生労働大臣、そして石破総理大臣へ質問をしました。

役所	通勤手当の各役所の考え方	通勤手当は課税・計算に含むか
財務省	通勤手当は、実費弁償的な性格を有するので、一定額は非課税限度額とする。	△ 一定額は非課税限度額がある。
		○ 通勤は社会保険料の計算の対象である。
厚生労働省	社会保険における報酬とは、労働者が労働の対償として受け取る報酬である。 給与規定に基づき支払う者を対象としている。 通勤手当は、報酬である。 出張旅費は、実費弁償としての支払いであり、労働の対償ではないので報酬に該当しない。	



- 通勤手当が支給されても可処分所得は増えないのに、社会保険料の算定式に組み込むのは、納得感が乏しい制度である。
- 財務省と厚生労働省が異なった見解に基づき、運用されている。政府を代表する立場の総理の見解は？
- これまで、多くの大臣や政府参考人が見直しの必要性について答弁してきた。

吉川さおり参議院議員

- 今ここで決めるることは難しい。
- ただ、私もサラリーマンとして定期券で通勤をしていた過去があり、感覚としては、通勤手当は実費弁償ではないか。
- 検討を努力したい。



石破内閣総理大臣



- 社会保険料の財源の問題もあると思うが、考えを述べて欲しい。
- これまで、見直す、検討するが繰り返されてきた事実があり、財務省と厚生労働省がまったく相反することをしてきた。この見直しは、根拠も理屈もあるので、ちゃんと見直しを行うべきではないか。

吉川さおり参議院議員

- 今ここで決めることは難しい。
- 税収や社会保険料収入に影響があるのは事実である。
- **結論を得る努力をしたい。**



石破内閣総理大臣



通勤手当質問の動画



村田議員による  
通勤手当質問の解説



吉川議員による  
通勤手当解説動画



郡山りょうによる  
質問解説動画

## 交際費の非課税限度額が上がり、食事支給が上がらないのはおかしい

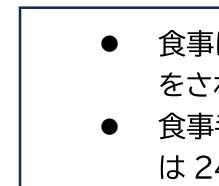


- 労働組合から、物価高に合わせて食事の現物支給額を上げて欲しいという要求をしても、非課税限度額の関係で実現できていない。
- 現行の非課税限度額を決めた40年前と現在の消費者物価指数の変化は？



- 制度を改定した1984年から2024年までの40年間で上昇率は、32%。消費税の影響を除くと約22%である。

小宮敦史  
政府参考人  
(財務省)



- 食事については、食事手当で支給している事例もあり、この場合は給与課税をされることから不公平になる。
- 食事手当の支給がある企業は、国の調査で2割程度であり、食堂がある企業は24%である。中小になると割合はさらに低くなる。



加藤勝信 財務大臣



- 交際費が昨年の税制改正で1万円まで引きあがった根拠を教えて欲しい。
- 食事の現物支給は、月3,500円程度であり、40年変化していない。物価高で外食費も高騰しており、食事支給の非課税限度額を引き上げるべきである。

- 都内のホテルへ行ったアンケート調査の結果、最も多く利用されているコースの平均値から1万円にした。

小宮敦史  
政府参考人  
(財務省)

- 与党の税調で議論された結果である。交際費はどこの企業も対象としているが、食事支給は一部の企業に限られる。



加藤勝信 財務大臣



- 交際費はどこの企業でも使えるということだが、使える労働者は少ない。一方で、食事支給は対象となる企業で働く労働者全員が使える。その意味でも、非課税限度額を引き上げる意味はあるのではないか。



加藤勝信 財務大臣

- 交際費は会社全体の話であり、個人を対象にしているわけではない。



食事支給の解説

賃上げにおける労働組合の意義を質問

## 労働組合の役割を訴える



- 労働組合は、1円でも多く賃金を上げたいと考えて春闘に取り組んでいる。
- 賃上げにおける労働組合の意義を厚生労働大臣はどう考えているのか。



福岡資麿厚生労働大臣



- 労働組合は頑張っている。32年ぶりの高水準の賃上げだが、これまで賃上げが出来て来なかつた責任を赤澤賃金向上担当大臣はどう考えているのか。
- 憲政初の賃金向上担当大臣として、賃上げが出来なかつた原因を分析して欲しい。

- 総理がいうように、労働分配率を上げていきたい。
- 憲政初の賃金向上担当として、企業の生産性向上、価格転嫁促進、事業継承、M&Aへの支援を通じて、物価に負けない賃上げを実現する。
- 賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現する。



赤澤亮正 賃金向上担当大臣



- 中小企業の労使交渉が本格化するが、賃上げ対策をどうしていくのか。

- 中小企業の持続的な賃上げに向けて、生産性向上や価格転嫁をより一層進めることで、賃上げ原資を拡大することが重要である。
- 経済産業省として、省力化投資、生産性向上支援策の活用・促進、事業継承やM&Aの取り組みを行う。
- 公正取引委員会と連携をした下請法改正を通じた価格転嫁対策を行う。



武藤容治 経済産業大臣

## 価格転嫁実現に向けて、現場の声をもとに政策提言



- 価格転嫁が重要である。今年1月の中小企業を応援する車座において、総理からサプライチェーン全体頂点となる企業や業界に対して、直接取引先のさらに先まで価格転嫁が可能となるような価格決定をしてもらわないと困るとの発言があったが、具体的にどのように対応するのか。

- 中小企業庁が実施した価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、サプライチェーンの深い層ほど価格転嫁が出来ていない実態が明らかになっている。
- 経済産業省として、3月末から4月にかけて業界団体へ要請を行う。
- 更なる取引適正化に向けて、公正取引委員会と連携しながら、協議に応じない一方的な価格転嫁の禁止を盛り込んだ下請法改正案を提出した。



武藤容治 経済産業大臣



- 赤澤賃金向上担当大臣に提案する。適切な労務費の転嫁のための価格交渉に関する指針で、申し込み様式事例がある。
- 例えば、受注先の先にどれくらいのまた受注者がいるのか。その点も考慮して価格転嫁をしているのかという記載を追加して欲しい。
- 様式の中にある、単価上昇率というのはいつからいつの単価上昇率を指すのか。

- ご指摘の通り、受注者が自社の発注先の価格転嫁も考慮して価格転嫁交渉を行うことがきわめて重要である。
- 今後、指針の見直しを行う場合は、検討をしたい。



赤澤亮正 賃金向上担当大臣

- 基本的に、前回の交渉の時からの単価の上昇率を想定している。

坂本里和政府参考人(経済産業省)



- 30年間賃上げが出来てこなかった。これまで出来てこなかった価格転嫁も考えないといけないのではないか。

- 検討に値するので、預からせて欲しい。



武藤容治 経済産業大臣

## M&Aにおいては、労働者の労働条件は守られるべき



- 中小企業の賃上げ対策のなかで、経済産業大臣からM&Aの後押しとあったが、M&Aが賃上げにつながる根拠はなにか。

- M&Aを通じて設備投資が行われることで、生産性が向上し、賃上げ原資が確保されることで、賃上げが図られる事例が数多くある。
- 私も経営者として、過去にそのような経験がある。



武藤容治 経済産業大臣



- 事業譲渡の際に、会社から労働組合潰しの動きがあったので、必ずしも労働者の待遇改善に資するわけではない。
- 5月をめどにM&Aの後押し策を政府はまとめることだが、M&Aを実現するためにも労働者や労働組合の保護を指針に盛り込むべき。

- 厚生労働省の事業譲渡または合併を行うにあたっての指針において、譲渡予定企業は譲渡先企業での労働条件等について、労働者と事前に協議をして承諾を得るべきことや、労働組合と誠意をもって団体交渉すべきなことが定められている。
- M&Aについては、事業譲渡で譲渡先企業に移る労働者が適切に保護されるように、指針が順守されることが重要である。



赤澤亮正 賃金向上担当大臣



労働組合潰しに  
関する質問

## 特定最低賃金は引き上げられていない



- 特定最低賃金が、地域別最低賃金より下回っている事例が 90 件ほどある。
- 公労使が参加する地方最低賃金審議会で、政府としても特定最低賃金の意義を使用者側に伝えて欲しい。使用者側が慎重で議論が進んでいない実態をどう理解している

- 地域別最低賃金は引き上げられているが、特定最低賃金が引きあがっていない現状は承知している。
- 特定最低賃金は、労使のイニシアティブが重視されるが、厚生労働省としては関係労使から申し出があれば円滑な審議がされるように取り組んでいる。



- 実際は、令和 5 年の長崎の地方最低賃金審議会で、特定最低賃金の必要性の審議において、使用者側から未来永劫審議に応じないとの発言が出ている。
- 使用者側が、かたくなな場合もあるので、厚生労働省として調整をして欲しい。

- 特定最低賃金制度趣旨を踏まえた最低賃金の意義や目的について、委員に理解を得られるように、都道府県労働局に対して指示が出来るか検討したい。

岸本武史  
政府参考人  
(厚生労働省)

【発行元】JAM 政治センター  
TEL:03-3451-2451

〒105-0014 東京都港区芝2-20-12  
公式サイト⇒<https://murata-kyoko.com/>